

●香川県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年7月22日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 詫間琴平線（23号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井 1504番地先から 三豊市高瀬町上勝間字矢之岡 1455番1地先まで	13.3~16.8	57	平成26年6月13日付け香川県告示第255号の一部

- 4 供用開始の期日 令和4年7月22日